

令和2年第2回邑楽町議会定例会議事日程第4号

令和2年6月12日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件について
- 第 2 発議第1号 邑楽町議会基本条例
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田亨史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時01分 開議]

---

[1番 島田時男議員退場]

◎日程第1 同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件について

○神谷長平議長 日程第1、同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件についてを議題とします。

町長から、同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての議決について、法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。

町長から再議に付された理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会において、同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについて議決をいただきましたが、地方自治法第117条の規定に抵触し、瑕疵ある議決と認められるため、地方自治法第176条第4項の規定により再議を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 再議ということなのですが、実はこの再議に付す原案が6月8日の議会に提案されました。私も議会運営委員長という立場にありながら、誠に大変この件については、その審議に入る前にその旨除斥の対象となることにつきまして気がつかなかったということで、多大なるご迷惑をこの当事者並びに町民の皆様に対しておかけいたしましたことを本当に心から申し訳なく思っております。まず、この場をお借りいたしまして陳謝を申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

そして、こういったことが再発がないように、やはりこれから努めていかなければならないわけでございますけれども、そういった再発防止の観点から、提案者である町長に、この再議になった理由、もちろん除斥対象だということで、それがしなかったからもう一度再議ということなのでし

ようけれども、それだけではなくて、やはり再議となったその原因ですね、そういったものがあつたのではないか。もちろん議会側がチェックするわけですから、議案の調査については私ども議会側にも責任もありますが、ただそれだけではなくて、やはり提案者側にも何らかのその経過の中で再議になってしまうような原因があつたのではないかと私は思うのですけれども、その点についての町長の見解をお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 本件に関しましては、議会と町において、情報の伝達、十分に行わなかったわけで、それが原因というふうに受け止めているわけでありましてけれども、その情報の伝達ということについては、当然のことながら、この人事案件については、地方自治法第117条の規定に、議長、それから議員については、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、そういう方々がこの人事権の案件として出る場合は、当然のことなのですが、除斥ということになっているわけですが、その辺について、提案している私どものほうといたしましても、その議会との情報の伝達が十分でなかったということが大きな原因になっているというふうに思っておりますので、松島議員のほうから議会の運営委員長としてというようなお話もありましたが、これについては町のほうも十分今後注意をしていく中で、このようなことがないように、今後今以上に真摯に受け止めて、こういうことがないように努めていきたいというふうに思っております。

再議という形で2度にわたりまして議員の皆様をお願いするということでありまして、提案する者といたしましても、これは十分反省をしていかなければならないというふうに思っておりますので、大変皆さん方にご迷惑をおかけいたしましたことに対してはおわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○神谷長平議長 よろしいですか。

○7番 松島茂喜議員 はい。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについての再議の件については原案のとおり同意することに決定しました。

〔1番 島田時男議員入場〕

---

◎日程第2 発議第1号 邑楽町議会基本条例

○神谷長平議長 日程第2、発議第1号 邑楽町議会基本条例を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 発議第1号 邑楽町議会基本条例について趣旨の説明を申し上げます。

まず、制定の目的でございますが、地方分権の推進に伴い、地方議会の役割と責任はますます大きくなっております。また、それと同時に、町民全体の福祉の向上と町の発展には、町民と議会のさらなる強い信頼関係の構築や、協働のまちづくりが求められています。そのために議会は、正確な情報を町民と共有し、多様化する町民ニーズを的確に把握して町政に反映させるため、その機能を強化し、議会改革を推進して、自らの役割と責任を明確にしなければなりません。このような認識の下、本条例は、議会に関する基本的な事項を定め、町民参加を基本とする町民に分かりやすい開かれた議会を実現し、豊かなまちづくりに寄与することを目的としています。

次に、策定経過についてご説明させていただきます。平成31年4月16日に告示された邑楽町議会議員選挙は、20年ぶりの無投票となりました。改選後間もない令和元年5月27日、神谷議長から議会運営委員会に対して議会改革に関する検討について諮問がされました。これは無投票という結果から、議員の政策が見えにくく議会に対する期待感が持てないなど、今後の議会に対する懸念の声が町民の皆様から多く聞かれたことへの危機感の表れであったと思います。議会運営委員会では、諮問事項について現在に至るまでに計16回の協議を重ねてまいりました。また、その間、議会に対する町民アンケートの実施をはじめ、議会改革先進地である桐生市議会への視察研修を行いました。さらに、邑楽町議会発足以来初となる第1回邑楽町議会議会報告会・意見交換会を開催し、町民の皆様と直接膝を交えた極めて有意義な時間を共有することができました。このような経過に鑑み、全議員によって基本理念に基づいた協議検討がなされたことは、議会改革の第一歩を踏み出すための大きな糧となりました。

次に、本条例の概要についてご説明させていただきます。この基本条例は、「町民に分かりやすい開かれた議会」を実現し、夢あふれる次世代への架け橋となるよう、全力を尽くすことをここに決意し、前文と全9章から成る本文23条及び附則で構成されているものであります。

第1章、総則では、第1条で、町民参加を基本とする分かりやすい開かれた議会を実現し、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりに寄与することを目的と規定するものであります。

第2章、議会の活動原則では、第2条で議会の活動原則について、第3条で災害対応について規定するものであります。

第3章、議員の活動原則では、第4条で議員の活動原則として、呂楽町議会議員政治倫理条例を遵守し、活動することを規定するものであります。

第4章、町民に開かれた議会では、第5条で町民との連携と説明責任について、第6条で議会広報機能の拡充について、第7条で傍聴の推進について、第8条で請願について規定するものであります。

第5章、町民と議会の関係では、第9条で町民参加の推進について、第10条で意見交換会の開催について規定するものであります。

第6章、議会と行政の関係では、第11条で議員と町長等の関係について、第12条で政策提案の説明要求について、第13条で新規条例に関わる規則及び要綱等の説明要求について、第14条で議会が議決すべき事件について規定するものであります。

第7章、議会の機能強化では、第15条で全員協議会の定期的な開催について、第16条で議員研修の充実強化について、第17条で議会事務局の体制整備について、第18条で議会図書室の充実について規定するものであります。

続きまして、第8章、議員の身分及び待遇では、第19条で議員定数について、第20条で議員報酬について規定するものであります。

第9章、最高規範性で見直し手続では、第21条で最高規範性について、第22条で条例に関する研修について、第23条で見直し手続について規定するものであります。

最後に、附則でございしますが、第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2項として、呂楽町総合計画基本構想の議決に関する条例を廃止しようとするものであります。

以上、呂楽町議会基本条例を制定いたしたくご提案いたします。

なお、本条例につきましては、議会運営委員会全員の賛同を得、提案させていただきますので、よろしくご決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 邑楽町議会基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 閉会中の継続調査について

○神谷長平議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧のとおり申出がありました。

お諮りします。各委員長より申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

---

### ◎町長の挨拶

○神谷長平議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和2年第2回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

6月8日から6月12日までの5日間にわたり、提案いたしました議案に対しご審議をいただきました。提案いたしました人事案件をはじめ、税条例、令和2年度一般会計補正予算等の専決処分の承認など、全ての議案に対しご同意をいただきまして、ありがとうございました。

さて、昨年、中国において発生した新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月で日本国内はもとより世界中に感染が拡大し、今なお終息の気配はありません。国においては4月7日、緊急事態宣言が発せられ、事態の重大さを受け止めました。

幸い、邑楽町においては6月12日現在、感染者は発生していませんが、隣接市町においては感染者が発生しました。町では感染予防に向け、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、町民

の皆様には予防の徹底をお願いしたところであります。そして、新型コロナウイルス感染症に起因した経済対策や生活支援対策等、町民の皆様の生活の安定に向け、安心して生活が送れるよう取り組んでまいりました。この災害とも言える新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息し、以前の生活に戻れるようお願いしております。今後、感染症の第2波、第3波が発生するかもしれませんが、緊張感を持って感染防止に努めてまいります。

結びになりますが、議会開催中、議員各位からいただきましたまちづくりに対する貴重なご意見、ご提言を大切に受け止め、その実現に向けて努力してまいります。

今年も厳しい暑さが予想されますが、議員各位には健康に十分留意され、町民福祉の充実のため、ますますのご活躍をされますようご祈念申し上げ、御礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○神谷長平議長 以上で令和2年第2回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前10時22分 閉会〕